

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年7月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 15番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員 | 17番 捧 譽 委員 |
| 18番 内 山 清 委員 | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 20番 村 井 善一郎 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |
| 22番 阿 部 眞佐雄 委員 | 23番 田 邊 稔 委員 |
| 24番 阿 部 銀次郎 委員 | 25番 清 野 秀 作 委員 |
| 26番 星 野 英 治 委員 | 27番 内 山 敏 雄 委員 |

28番 渡邊勝夫委員 29番 熊倉睦委員
30番 原田勝委員 31番 小林茂宏委員
32番 坂井浩行委員 33番 横山一雄委員
34番 廣川哲也委員

欠席委員 1名

14番 羽生俊昭委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長	清水学
経営基盤係副参事	渡辺正美
経営基盤係主任	高野久美子
経営基盤係 一般任用主事	左居香

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長(野崎会長)

定刻になりましたので、これより7月の定例総会を開催したいと思います。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席33名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。17番、捧譽委員、19番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速に議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

今月の申請は、新規設定2件、面積4,124㎡、再設定1件、面積3,348㎡、合計では3件、面積7,472㎡であります。

それでは、52番から順に説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

52番及び53番の2件は相対で、それぞれ新規に利用権設定するものであります。

52番から順に説明をいたします。

52番は、大島地内の農地2筆、2,062㎡、53番は同じく大島地内の農地2筆、

2, 062㎡、以上2件は相対で新規にそれぞれ利用権設定するものであります。

54番につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告をお願いいたします。

第1調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、7月25日午前9時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時13分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定2件、再設定1件、合計件数3件、面積7,472㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。ご意見ございませんか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

3ページをご覧ください。今月の申請は5件で、合計面積1万7,432㎡であります。

2ページをお願いいたします。13番は、鹿峠地内の農地1筆、353㎡を譲り受け人の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

14番は、鹿峠地内の農地1筆、520㎡を譲り受け人の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

15番は、曲谷地内の農地13筆、7,761㎡を譲り渡し人の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。

16番は、櫛山地内の農地1筆、195㎡を譲り渡し人の要望により贈与で取得するものであります。

17番は、田屋地内外の農地6筆、8,603㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数5件、面積1万7,432㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

5ページをご覧願います。今月の申請は5件、合計面積3,430㎡であります。

4ページをお願いいたします。10番は、桜木町地内の農地1筆、194㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円でございます。場所につきましては、県立新潟県中央工業高等学校北側200m付近で、都市計画用途地域内の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第5号の24番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

11番は、北入蔵2丁目地内の農地1筆、225㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円でございます。場所につきましては、県立三条東高等学校南側500m付近で、500m以内に教育施設と医療施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第5号の25番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

12番は、上保内地内の農地1筆、241㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円でございます。場所につきましては、保内駅南西200m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第5号の26番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

13番は、西本成寺地内の農地1筆、196㎡を賃貸借権の設定により工場1棟及び事務所1棟並びに調整池の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条市清掃センター北側900m付近で、都市計画用途地域内の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第5号の27番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

5ページをお願いいたします。14番は、計画変更のみの申請で、東本成寺地内外の農地9筆、2,574㎡を、今ほど説明いたしました13番が当初の所有権移転から賃貸借権の設定に変更になったことに伴い、当初計画から筆数が変更になったため、事業計画変更がなされたものでございます。場所につきましては、13番と同様、三条市清掃センター北側900m付近で、都市計画用途地域内の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数5件、面積3,430㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

6ページをご覧ください。今月の申請は4件で、合計2,759㎡であります。

10番は、石上2丁目地内の農地2筆、109㎡を貸し駐車場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条市消防本部北西300m付近で、都市計画用途地域内の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

11番は、上須頃地内の農地1筆、1,171㎡を長屋住宅、いわゆるアパートでございしますが、そこ2棟、駐輪場2棟、物置2棟及び通路・駐車場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、燕三条地域地場産業振興センター南西700m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12番は、下須頃地内の農地2筆、841㎡を貸し事務所兼アパート1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、燕三条駅南側500m付近で、都市計画用途地域内の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と

判断されます。

13番は、須頃3丁目地内の農地1筆、638㎡をアパート1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、北陸自動車道三条燕インターチェンジ南東400m付近で、都市計画用途地域内の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数4件、面積2,759㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

9ページをご覧ください。今月の申請は11件で、合計3,729㎡であります。

7ページをお願いいたします。24番、25番、26番、27番は、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の10番、11番、12番、13番でそれぞれご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略を

させていただきます。

8ページをお願いいたします。28番は、上保内地内の農地3筆、329㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、保内駅西側450m付近で、500m以内に駅と医療施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されました。

29番は、東本成寺地内の農地2筆、426㎡を売買により取得し、工場1棟及び事務所1棟並びに調整池の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市清掃センター北側900m付近で、都市計画用途地域内の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

30番は、本年1月の総会におきまして、農振農用地からの除外についてやむを得ないものとして認めた案件であります。東本成寺地内の農地1筆、1,001㎡を賃貸借権の設定により駐車場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、県立新潟県立工業高等学校南西300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

31番は、西鱈田地内の農地1筆、127㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、鱈田保育所北側150m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

9ページをお願いいたします。32番は、新保地内の農地2筆、326㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、県立三条高等学校西側50m付近で、都市計画用途地域内の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

33番は、上須頃地内の農地2筆、268㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、須頃小学校北西500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

34番は、帯織地内の農地2筆、396㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、帯織駅西側250m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数11件、面積3,729㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明をいたします。

10ページをご覧ください。今月の申請は1件であります。

1番の被相続人は、平成27年10月11日に死亡され、相続人の協議の結果、平成27年12月7日、遺産分割協議が成立したものでございます。農地の相続面積は、田1万8,086㎡、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出された農地は198㎡であります。

今回証明願いが出された農地以外の農地、田1万7,888㎡につきましては、本年2月の総会におきまして適格者証明願いがあり、承認をいただきましたが、このたび追加で農地1筆について証明願いがあったものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として適正管理されていることから、適格者証明は適当と考えます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、適格者として証明を与えるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

この議案につきましては別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』をご説明をいたします。

今回ご審議をいただく案件の中には、土地改良事業完了後、8年未経過の土地はございませんので、まず先に説明をさせていただきます。

それでは、最初に変更案件について、三条地区の変更案件についてご説明をいたします。三条地区でご審議いただく案件は、重要変更2件であります。

1件目についてご説明をいたします。申請者は、株式会社マルシンであります。位置につきましては、裏面2ページの変更（案）箇所詳細図をご覧くださいと思います。申請土地は、白山新田19番1外3筆、地目は畑、面積717.27㎡でございます。申請者は、現在隣接地におきましてサッシなど住宅設備機器等の販売及び施工取り付け等を営む事業所でございます。変更理由は、事業拡大に伴い現敷地が手狭になり、駐車場及び資材置き場に不足を来していることから、現敷地を拡張するものでございます。位置選定に当たりまして、既存施設との連携を考慮し、隣接する当該地を選定されたものでございます。施設の概要は、駐車場15台分及び資材置き場であります。

続きまして、2件目についてご説明いたします。申請者は、株式会社サンカであります。位置につきましては、3ページ、変更（案）箇所詳細図をご覧ください。申請土地は、大宮新田318番1外5筆、地目は田、面積は3,884㎡でございます。申請者は、付近で産業用機器部品等の製造業を営む事業所であります。変更理由は、平成27年7月に金属・プラスチック加工工場を建設するため、今回申請のありました土地の北側に3,900㎡の農振除外を行い、同年11月、農地法第5条の許可申請を行い、許可を受けたところでありますが、このたび工場の規模等を含めて、事業所全体として再検討した結果、現在の本社が老朽化しており、早急に移転改築しなければならないことなどから、さらなる用地の確保が必要となったものであります。位置選定に当たりましては、金属工業団地地内では全て土地利用がされていること、それから以前に工場を建設するため農振除外及び農地転用許可を受けている土地があること、また申請者の従業員の利便性等を考慮し、既存施設の周辺を選定されたものでございます。施設の概要は、本社事務所1棟及び工場1棟並びに駐車場40台分となっております。

次に、下田地区の案件についてご説明をいたします。4ページをお願いします。下田地区でご審議いただく案件は、重要変更1件であります。

申請者は、皆川農機製造株式会社であります。位置につきましては、5ページ、変更（案）箇所詳細図をご覧くださいと思います。申請土地は、下大浦194番の1筆で、地目は田、面積は1,021㎡でございます。申請者は、隣接地で農業用機械等の製造販売を営む事業所であります。変更理由は、事業拡大に伴い新たに倉庫の建設が必要となり、現在の従業員駐車場の一部をこの用地として利用することから、従業員駐車場に不足を来すため、申請地に従業員駐車場を増設するものであります。位置選定に当たりましては、既存施設との連携を考慮し、隣接する当該地を選定されたものでございます。施設の概要は、従業員駐車場40台分となっております。

以上、合計3件であります。ご審議の上、意見決定を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で件数2件、面積4,601.27㎡、下田地区で件数1件、面積1,021㎡、合計件数3件、合計面積5,622.27㎡で、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ご質問ございませんでしょうか。

阿部委員。

22番（阿部眞佐雄委員）

担当、下田地区の案件で、売買だと思うのですが、ちなみにどれくらいの価格でやっているのをご知道吗。

議長（野崎会長）

しばらく休憩入りますので、よろしく願いいたします。

（午前10時12分から午前10時15分まで休憩）

議長（野崎会長）

これより会議を再開いたします。

はい。

事務局（清水事務局長）

今ほど皆川農機の農振除外に関しましてご質問ございました、売買価格等につきましては、農振除外の段階では基本的には売買で取得するという事は申出書にはありますけども、幾らで買うというのは今度農地法の許可の際に出てくるものと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（野崎会長）

よろしいでしょうか。

22番（阿部眞佐雄委員）

ええ。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告を願います。

15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

では、どうも改めまして、おはようございます。それでは、報告いたします。

農政対策部会は、7月20日の午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室において、野崎会長、村山会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、6月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました平成28年度利用状況調査について及び平成28年度作況調査についてであります。

最初に、利用状況調査について報告いたします。農地法により、農業委員会は農地の利用状況調査を行わなければならないこととなっております。

また、今年度の改正農業委員会法の施行により「農地利用の最適化」の推進が農業委員会の責務とされ、また農地中間管理機構との協議の勧告となる遊休農地につきましても、課税強化となったことから優良農地の確保、農地の利用調整を図るための着実な取り組みが求められています。

このような改正を踏まえ、三条市におきましては遊休農地の実態把握、発生防止、解消対策及び農地の違反転用発生防止等を的確に実施することを目的に、農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを実施するものといたします。

今年度は、例年どおり2回実施いたします。1回目は7月29日、本日です。2回目は10月31日となっております。いずれも総会後の午後に実施することといたしました。

1回目の7月29日の調査内容につきましては、新規荒廃農地の把握、前年度に利用意向調査を実施した農地の耕作状況の把握、前年度の農地法第3条の許可後における耕作状況の把握、農地の違反転用の早期発見と是正の指導。

2回目の10月31日の調査内容につきましては、1回目の農地パトロールの補完的な調査と位置づけ、その後の利用意向調査及び非農地化の検討につなげていくこととなりました。

本日は、午後1時に三条地区は厚生福祉会館2階第2集会室に、栄地区は栄庁舎2階201会議室に、下田地区は下田庁舎3階302会議室に集合していただきたいと思っております。そこで事務局からパトロール方法について説明を受けた後、それぞれ担当地域内のパトロールをいたします。パトロール終了後は、各地区でパトロールの報告と検討会をお願いいたします。

次に、作況調査につきましてご報告いたします。今年度の作況調査は、昨年度同様、圃場検分による調査とし、昨年度同様、各委員から記録用紙に作況や予想収量などを記録していただきたいと思っております。

実施日は、8月31日、総会後といたしました。作況調査を行う圃場は、三条地区、栄地区、下田地区、それぞれ2カ所実施することとなりました。また、作況調査にあわせまして、現在新潟県が整備している月岡地内の「遊水地」の視察を行うことになりました。なお、調査終了後は作況調査検討会を実施いたします。

なお、「水稻作況調査の実施について」の通知文書を本日配付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

最後に、きょう非常に外、高温でありますので、くれぐれも自分の体は留意して、熱中症にならないように気をつけていただきたいと思ひます。非常に交通量があるところに行くかと思ひますので、交通事故等留意しながら調査していただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上で報告終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思ひます。

ご発言が無いようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

なお、今ほど刈屋委員、部会長のほうから発言されましたが、きょう農地パトロールにつきましてはくれぐれも自分で体を管理するよう、水分補給等していただければいいかなと思ひておる次第でございます。

そして、8月の総会后にまた作況調査等開催する予定でございますので、その辺も含めてよろしくお願ひ申し上げます。

刈屋農政対策部会長におかれましては大変ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第5号まで、続けて事務局より報告願ひます。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思ひます。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願ひいたします。

第3調査部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。8月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願ひいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しております。

そしてまた、何度も繰り返して発言させていただきますが、先ほど農政対策部会長からの報告のとおり、総会終了後、作況調査を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（17番）

議事録署名委員（19番）
